

北本市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携協定書

北本市（以下「甲」という。）及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図るとともに、地方創生の実現に資するため、次のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の一層の活性化、市民サービスの向上及び地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携して取り組むものとする。

- (1) 子どもの成長を支えるまちづくりに関すること。
- (2) 健康でいきいきと暮らせるまちづくりに関すること。
- (3) みんなが参加し育てるまちづくりに関すること。
- (4) 快適で安心・安全なまちづくりに関すること。
- (5) 活力あふれるまちづくりに関すること。
- (6) 健全で開かれたまちづくりに関すること。
- (7) 人口減少に対応する持続可能なまちづくりに関すること。
- (8) その他地方創生に資する取組に関すること。

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定するものとする。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が、第三者と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する2か月前までに、甲又は乙から書面により特段の申出がない場合は、満了日の翌日から1年間、有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合は、解約予定日の2か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約できるも

のとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、連携事項の実施に当たって知り得た秘密を、相手方の承認を得ないで他に漏らすことがあってはならない。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

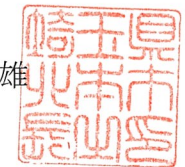
本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年3月27日

埼玉県北本市本町1丁目111番地

甲 北本市

北本市長 三 宮 幸 雄



埼玉県さいたま市中央区上落合1-12-16

乙 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

埼玉支店 支店長 石 川 達 也

